



## 申場屋外広告物を設置される場合は設置許可等の申請が必要です

お問い合わせは、下記まで。  
産業振興班(☎63・3806)  
建設班(☎63・3804)

地域および禁止地域内で屋外広告物を設置するためには、一定の基準を満たし、許可を受ける必要があります。

◆禁止地域  
原則として、屋外広告物の表示または掲出物件を設置することができない地域（一般国道42号線〈東光寺交差点から由良町までの間〉等）

※左図のようなものを  
屋外広告物といいます

### ◆屋外広告物とは

①常時または一定の期間継続して表示されるもの

②屋外で表示されるもの

③公衆に表示されるもの

④看板、立て看板、はり紙およびはり札並びに廣告塔、廣告板、

建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの

並びにこれらに類するもの

#### (具体例)

・はり紙・はり札・壁面広告・案内広告・旗・のぼり・屋上広告・街頭柱添架広告・独立広告・アドバルーン・突出広告・電柱広告・立て看板・アーチ添架広告・広告幕・電光表示広告など

### ◆屋外広告物を設置する前に

①表示しようとする広告物が禁止広告物に該当するものでは

ないか、広告物を表示しようとする物件が禁止物件ではないか確認しましょう。

②適用除外の基準を満たすか確認しましょう。

③広告物を表示しようとする地域が禁止地域でないかを確認しましょう。

④広告物を表示しようとする地域が許可地域である場合、表示しようとする広告物の大きさや表示方法等が許可の基準に適合しているか、検討する必要があります。

### ◆許可地域

屋外広告物の表示または掲出物件を設置するのに許可が必要な地域（禁止地域を除く日高町

全域・第2種地域）

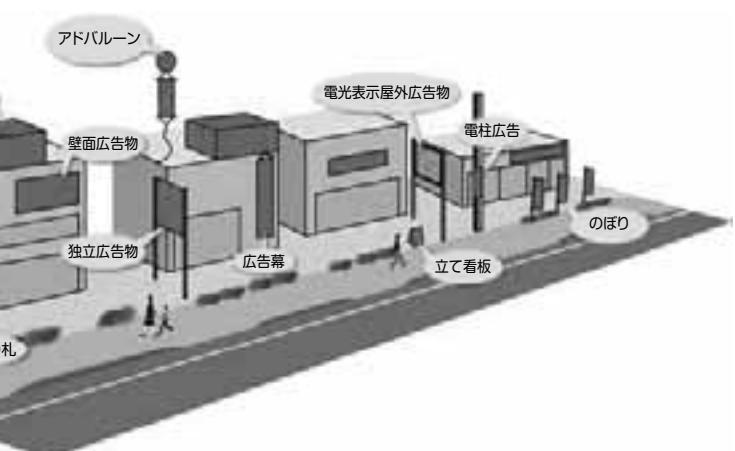
詳しく述べ、産業建設課建設班(☎63・3804)まで。

和歌山県では「良好な景観を形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的に屋外広告物について、必要な規制を行うため、屋外広告物法に基づく和歌山県屋外広告物条例を制定しています。

平成18年4月1日から屋外広告物の設置の許可に関する事務等、県条例に基づく事務の一部を町が行うことになっています。

法令や条例の規定によるものおよび公職選挙法による選挙活動のためのもの等は適用除外となります。また、自家用広告物等だけでなく、一般広告物についても対象となります。許可

屋外広告物の表示または掲出



## 防護柵設置支援事業の「」案内

町では、農家の方々が農作物

を鳥獣害から守る目的で、電気柵・トタン柵などの設置に係る資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

### 「防護柵設置支援事業」

町内の農家の方が、田畠に電気柵、トタン柵などを設置する

場合が、補助の対象となります。補助額は、事業費の3分の2以内(1メートル当たり900円上限)です。

平成30年度において、これら の事業を希望される農家の方は、12月25日(月)までにお申し込みください。

詳しく述べは、産業建設課産業振興班(☎ 63・3806)まで。



お問い合わせは、  
(☎ 63・3805)まで。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合には、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

詳しく述べは、上下水道課(☎ 63・3805)まで。

下水道の整備ができても、みなさまに使つていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。



## 温泉館 保育園児の絵画展示のお知らせ

町内の保育園児が描いた絵をリラクゼーションコーナー(和室)にて展示します。  
みなさまお誘い合わせのうえ、ご来館ください。



12月9日(土)～12月24日(日)  
比井保育所の園児の作品



※現在、絵画のテーマ、何歳児の園児が展示するかは、未定となっています。  
決まりましたら、広報や文字放送等でお知らせします。

### 休館日のお知らせ

12月5日(火)、12日(火)、19日(火)  
12月25日(月)～1月1日(月)  
となっています。  
※年始は1月2日(火)より営業致します。

### お問い合わせは

産業建設課

☎ 63・3806  
温泉館「海の里」みちしおの湯  
☎ 64・2626